

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年3月16日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第1号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則
天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員
会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施設係 建築係」を「施設係」に改める。

第2条庶務係の項第8号中「校園長会」を「校長会」に改め、同項中第25号
を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求における
審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に関すること。

第2条施設係の項第1号から第7号まで、第9号及び第11号の規定中「学校
(園)」を「学校」に改め、同項に次の3号を加える。

(13) 学校の施設及び設備の整備計画の策定及び実施に関すること。

(14) 学校の施設及び設備の保全計画の策定及び実施に関すること。

(15) 学校の施設及び設備の営繕に関すること。

第2条建築係の項を削る。

第3条学務係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号
までを1号ずつ繰り上げ、同条指導係の項中第14号を削り、第15号を第14号と
し、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同条地域学習係の項に次の1
号を加える。

(12) 学童保育に関すること。

第7条第1項中「、事務局に」の次に「教育次長及び」を加え、同項第2号
を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育次長は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。